

# 令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

町税につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業のために用いることが出来る構築物、機械、器具、備品等）についても課税されます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在に所有している償却資産について申告していただくことになっています。

つきましては、この手引をご参照のうえ、申告していただきますようお願いいたします。

**提出期限：令和7年1月31日（金）**

## 申告方法

### ■ 書類による場合

提出先は、乙部町役場税務課です。

申告書、申告内容一覧表を窓口に提出してください。

また、郵送により提出することもできます。郵送により提出し、控えの返送を希望される場合は、宛先を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### ■ 電子申告による場合

地方税共同機構の地方税ポータルシステム「eLTAx（エルタックス）」により、所定の手続に従って申告データを送信してください。

※ 詳しくは「eLTAx」のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）を御覧ください。

## もくじ

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| 1. 償却資産について                    | P 2～5 |
| 2. 評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点等について | P 6～7 |
| 3. 償却資産の申告について                 | P 8   |
| 4. その他                         | P 9   |

## 提出先・問合せ先

乙部町役場 税務課 賦課係

〒043-0103 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地

電話 0139-62-2311（代表）

0139-62-2277（税務課直通）

# 1. 償却資産について

## ■償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの（法人税または所得税が課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

## ■償却資産の種類

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のようになります。

資産の種類		資産の例
1	構築物	舗装路面、庭園、広告設備、門、塀、緑化施設、外構工事等
	建物附属設備	受変電設備、自家発電設備、駐車設備、テナント内部造作等
2	機械及び装置	各種製造加工機械、印刷機械、土木建築機械等
3	船舶	漁船、ボート、釣船、遊覧船、はしけ等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、プリンター、ルームエアコン、金庫、応接セット、レジスター、自動販売機、医療機器、美容・理容機器、厨房機器、コピー機等

## ■申告が必要な資産

次に掲げる資産は申告の対象になります。

- ア. 税務会計上、減価償却の対象としている資産
- イ. 償却済資産や簿外資産であっても、現に事業の用に供している資産
- ウ. 遊休又は未稼働の状態であっても、事業の用に供することが可能な資産
- エ. 建設仮勘定で経理されていても、賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供している部分
- オ. 大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0、00～09、000～099」及び「9、90～99、900～999」の車両）、構内運搬車等
- カ. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金（必要経費）算入の特例を適用した資産
- キ. 償却資産の修理・改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用

## ■申告対象外の資産

次に掲げる資産は申告の対象外になります。

- ア. 土地、家屋
- イ. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車（例：小型フォークリフト等の小型特殊自動車）
- ウ. 無形減価償却資産（例：ソフトウェア、営業権、特許権等）
- エ. 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- オ. 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- カ. 観賞・興業用以外の生物
- キ. 経年によって価値が減少しない資産（書画、骨とう等）
- ク. 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産で、法人税法または所得税法の規定により一時に損金または必要経費に算入するもの
- ケ. 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
- コ. 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

## ■国税（法人税または所得税）との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は旧定率法	<平成19年3月31日以前取得> 建物以外の一般の資産は、 旧定率法、旧定額法の選択制度 <平成19年4月1日以後取得> 建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却 （租税特別措置法等）	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
改良費 （資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価（一部合算も可）
中小企業者等の 少額資産損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず、認められません	認められます

## ■ 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、空調設備、消火設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。

### 《家屋と設備等の所有者が同じ場合》

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として扱います。主な設備を下表の「家屋と償却資産の区分」に例示してありますので、参照してください。

### 《家屋と設備等の所有者が異なる場合》

賃借人（テナント）等が取り付けした内装・造作及び建築設備等については、償却資産として扱います。

内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。

### 家屋と償却資産の区分（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備の種類	設備等の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備	
	中央監視設備	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備	家屋と一体の設備一式
	電灯照明設備	屋外照明設備（ネオンサイン、投光器等）	家屋と一体の設備一式、屋内照明設備等
	電話設備	電話機・交換機等の設備	配線、配管
給排水設備		井戸、屋外給排水設備、屋外受水槽等	高架水槽、受水槽等
ガス設備		屋外設備、特定の生産または業務用設備等	屋内配管、バルブ等
空調設備		ルームエアコン、特定の生産または業務用設備等	家屋と一体の設備一式
消火設備		消火器、消火栓設備のホース・ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備一式（百貨店・飲食店・ホテル・旅館等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備等	サービス設備以外の設備一式
運搬設備		工場用ベルトコンベアー、生産ライン用リフト等	家屋と一体の設備一式
その他設備		外構工事（門、塀等）、可動間仕切り、袖看板、広告塔、避難器具、自転車置場等	自動扉、避難誘導表示板等

## ■業種別償却資産の具体例

業種区分	資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、金庫、簡易間仕切り、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、駐車場設備 等
製造業	金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、食品製造設備、梱包機、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備、受変電設備 等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター 等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、タオル蒸器、パーマ器、サインポール 等
農業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具 等
漁業	漁船、船体艀装、船外機、発電機、無線機、魚群探知機、漁業用器具、漁業用機械設備 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置、レジスター 等
浴場業	温水器、濾過機、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、ロッカー、自動販売機、コインランドリー設備 等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、自動販売機、駐車場設備 等
不動産賃貸業	舗装路面、緑化施設、外構工事(門、塀等)、自転車置場、駐車場設備 等
小売業	レジスター、陳列ケース、駐車場設備 等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、フェンス、アスファルト舗装 等

## ■償却資産の耐用年数の例

償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数によるものとされています。

資産の種類	資産の例		耐用年数	資産の例		耐用年数
1 構築物	舗装路面	コンクリート・ブロック	15	広告塔・野立看板	金属製のもの	20
		アスファルト	10		その他のもの	10
	コンクリート塀	15	可動間仕切り	簡易なもの	3	
	街路灯及びガードレール	10		その他のもの	15	
2 機械及び装置	受変電・自家発電設備		15	食料品製造業用設備		10
	冷房・暖房設備		13・15	厨房設備		8
	デジタル印刷システム設備		4	農業用機械・装置		7
3 船舶	漁 船		6・9・12	漁業用設備 (水産養殖業用設備を除く)		5
	漁 具		3			
4 航空機	主として金属製のもの		5・8・10	その他のもの		5
5 車両及び運搬具	構内運搬車	※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く	7	台 車	金属製のもの	7
	フォークリフト		4		その他のもの	4
6 工具、器具及び備品	応接セット	接客業用のもの	5	複写機、金銭登録機、ファクシミリ	5	
		その他のもの	8		理美容機器	5
	陳列棚・ケース	冷凍機付のもの	6	調剤機器	6	
		その他のもの	8	電気冷蔵庫、洗濯機、ガス機器	6	

## 2. 評価額、課税標準額、税額の算出方法及び免税点等について

1月1日現在に所有する資産ごとの評価額を算出し、課税標準の特例適用等がある場合を除き、その評価額が課税標準額となります。

### 評価額

$$\text{初年度} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

$$\text{次年度以降} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率}) \quad ※ \text{ } \underline{\hspace{1cm}} \text{は小数点以下第4位を四捨五入}$$

#### 《計算例》

前年2月に500,000円で取得した耐用年数5年（減価率0.369）の資産の場合

$$\begin{aligned} \text{今年度評価額} &= 500,000 \times (1 - 0.369 \times 1/2) \\ &= 407,750 \qquad \qquad \qquad \langle 1 \text{円未満切捨て 以下同様} \rangle \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{翌年度評価額} &= 407,750 \times (1 - 0.369) \\ &= 257,290 \end{aligned}$$

※ 次項の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置き換えて計算することができます。

$$\text{『 ( 1 - 減価率} \times 1/2 \text{ ) 』} \Rightarrow \text{『 減価残存率 (前年中取得) 』}$$

$$\text{『 ( 1 - 減価率 ) 』} \Rightarrow \text{『 減価残存率 (前年前取得) 』}$$

### 年税額

$$\text{課税標準額の総合計 (1,000円未満切捨て)} \times \text{税率} 100 \text{分の} 1.4 \text{ ※} = \text{税額 (100円未満切捨て)}$$

過去に取得した資産が申告漏れになっていた場合は、地方税法第17条の5の規定により、本来課税すべき年度（現年度含め最大5年間分）まで遡って課税されます。

ただし、課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

## ■減価率一覧表（減価残存率を含む）

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		(前年中取得)	(前年前取得)			(前年中取得)	(前年前取得)			(前年中取得)	(前年前取得)
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	20	0.109	0.945	0.891	38	0.059	0.970	0.941
3	0.536	0.732	0.464	21	0.104	0.948	0.896	39	0.057	0.971	0.943
4	0.438	0.781	0.562	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	23	0.095	0.952	0.905	41	0.055	0.972	0.945
6	0.319	0.840	0.681	24	0.092	0.954	0.908	42	0.053	0.973	0.947
7	0.280	0.860	0.720	25	0.088	0.956	0.912	43	0.052	0.974	0.948
8	0.250	0.875	0.750	26	0.085	0.957	0.915	44	0.051	0.974	0.949
9	0.226	0.887	0.774	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	28	0.079	0.960	0.921	46	0.049	0.975	0.951
11	0.189	0.905	0.811	29	0.076	0.962	0.924	47	0.048	0.976	0.952
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926	48	0.047	0.976	0.953
13	0.162	0.919	0.838	31	0.072	0.964	0.928	49	0.046	0.977	0.954
14	0.152	0.924	0.848	32	0.069	0.965	0.931	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	33	0.067	0.966	0.933	51	0.044	0.978	0.956
16	0.134	0.933	0.866	34	0.066	0.967	0.934	52	0.043	0.978	0.957
17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936	53	0.043	0.978	0.957
18	0.120	0.940	0.880	36	0.062	0.969	0.938	54	0.042	0.979	0.958
19	0.114	0.943	0.886	37	0.060	0.970	0.940	55	0.041	0.979	0.959

### 3. 償却資産の申告について

#### ■ 申告していただく方

#### ■ 令和7年1月1日現在乙部町内に償却資産を所有（または貸与※）している方

※ 実際の売買にあたるようなリース資産（リース後に借手の所有物となる資産）は借手

※ 通常の賃貸借契約によるリース資産（リース後は貸手に回収される資産）は貸手

注）平成20年4月1日以降契約の所有権移転外リース取引資産は、税務会計上では売買取引となり借手側が減価償却を行います。固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

#### ■ 申告方式

##### ■ 一般方式

前年中に増加・減少した資産について申告していただく方式です。評価額等の計算は乙部町側で行います。

##### ■ 自社電算処理方式

1月1日現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

#### 提出書類

次の表の区分により、○印の付いている書類を提出してください。

申告の区分	申告していただく資産		提出書類・様式			記入に当たっての注意点
	全ての償却資産	増加・減少した償却資産	申告書	申告内容一覧表		
				増加資産	減少資産	
一般方式	初めて申告される方	○		○		・申告内容一覧表に乙部町内に所有する全ての資産を記入してください。
	増加した資産がある方		○	○		・申告書「18 備考」欄に「資産の増減あり」と記入してください。 ・申告内容一覧表に増加資産を記入してください。
	減少した資産がある方		○		○	・申告書「18 備考」欄に「資産の増減あり」と記入してください。 ・申告内容一覧表に記載されている減少した資産を二重線で消してください。
	資産の取得価額・耐用年数等に訂正がある方			○		・申告書「18 備考」欄に「訂正あり」と記入してください。 ・申告内容一覧表に訂正資産と訂正内容を記入してください。
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		○	○		・申告書「18 備考」欄に異動内容と年月日を記入してください。
	資産に増減がない方			○		・申告書「18 備考」欄に「増減なし」と記入してください。
	申告する資産がない方					・申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。
自社電算処理方式	初めて申告される方					・申告書に合計及び資産の種類ごとの評価額及び課税標準額を記入してください。 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）に資産ごとの評価額及び課税標準額を記入してください。
	前年以前に自社電算処理方式により申告された方	○		○		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方			○		・申告書「18 備考」欄に異動内容と年月日を記入してください。
	申告する資産がない方			○		・申告書「18 備考」欄に「該当資産なし」と記入してください。

## 4. その他

### ■償却資産申告内容一覧表

前年度までに申告された方に送付する書類には、償却資産申告内容一覧表を同封しております。この一覧表は、貴事業所（事業者）がこれまで乙部町に申告し、償却資産課税台帳に登録されている資産を種類別・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数順に印字してあります。申告書等作成の際に参照してください。

なお、自社電算処理方式による申告をしていただいている事業所及び償却資産申告書のみを提出された方へは原則送付されません。

### ■非課税・課税標準の特例

地方税法第 348 条の規定に該当する資産は、非課税の措置が講じられています。また、同法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条の規定に該当する資産は、課税標準の特例の措置により税負担の軽減が図られています。

新たに該当する資産がある場合は、所定の様式（固定資産税（償却資産）非課税適用申告書・固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書）に必要事項を記入し、非課税・特例内容に係る書類や資料を添付し申告してください。

なお、添付書類等に不備があると適用を受けられない場合がありますので、詳細については事前にお問い合わせください。

### ■調査協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、实地調査を実施することがあります。また、地方税法第 353 条の 2 により、税務署において法人税または所得税に関する書類の閲覧を行うことがありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、实地調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その際の事務（課税更正）処理は、資産の取得年に応じて過年度に遡及する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。